

後期高齢者医療制度不服審査請求

24日午前、65人分を請求

県本部は、きょう（24日）午前、渡部委員長以下10人が県庁長寿社会課に出向き、後期高齢者医療制度不服審査の65人分の第1次請求を行いました。

県庁2階の長寿社会課には、テレビカメラ4台など多くの記者が待機しており、私たちの請求に関する関心の高さをうかがわせました。

伊保谷副委員長が請求の趣旨を説明し、審査会の窓口になる長寿社会課の担当者に65人分の審査請求書を手渡しました。これに対し担当者からは、「審査請求書の内容を検討し、その結果はおって連絡したい」と応えました。

審査会に提出後の動きはつぎのようになっています。

- (1) 不服審査請求を受け取った、秋田県後期高齢者医療審査会（審査会）は、広域連合に審査請求書を送る
- (2) 広域連合が不服審査請求人ごとに弁明書（天引きする根拠などの主張）を作成する
- (3) 不服審査請求人に、広域連合が作成した弁明書が、審査会を經由して届く
- (4) 弁明書を受け取った不服申請人は、反論書（年金天引きに不服な理由や怒り、生活実態など）を提出する
- (5) 弁明書、反論書がそろった段階で、不服申し立て人の意見陳述が開催される。
意見陳述は代理人でもいいが、できるだけ本人がなまの声をぶつけることが望ましい。あわせて、意見陳述を公開でおこなうよう求める
- (6) 意見陳述の『発言記録』が配布される
- (7) 審査会が裁定（請求の是非・結果）し、不服審査請求人に通知する
- (8) 不当な裁定であれば、裁判に持ち込むかを検討する

記者会見には4台のTVカメラと多数の記者

審査請求書提出後、午前11時から、県庁記者室で記者会見がおこなわれました。テレビ局4社のテレビカメラや十数人の記者やカメラマンが集まりました。

年金者組合からは、3人の請求当事者と渡部委員長、鈴木副委員長、伊保谷副委員長、小林書記長、それに西丸秋田社保協事務局長など10人が出席しました。

はじめに、渡部委員長が「秋田県は、全国有数の高齢県であり、貧困県であり、後期高齢者医療制度による年金からの天引き問題は、年金者の生活を直撃し、深刻な将来不安を招いている」として、不服審査の請求理由や審査の流れを説明しました。

秋田県ではじめての不服審査請求で、舩添厚労相や麻生新総裁の後期高齢者医療制度に関する発言などがあって、記者の関心も高く、次々と質問が出されました。「今回は第1次請求だが、第2次もあるのか」「舩添発言をどう思うか」「全国的な不服審査の状況は？」etc

また、請求当事者の佐藤廣さんの高齢者医療の実態の発言は、後期高齢者医療制度の非情さをするどく告発するものでした。